

2018年7月30日

苫小牧市長
岩倉 博文 殿

岩倉市長の選挙公約で環境・受動喫煙防止条例を制定に対する意見書

平素はたばこ事業につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩倉市長におかれましては5月26日に記者発表された「選挙公約」が5月27日付け朝刊の北海道新聞(地方・苫小牧市版)において掲載され、その中に、環境・受動喫煙防止条例を制定し、公共施設の全面禁煙を実施する旨の新聞報道を拝見し、私どもは非常に困惑いたしております。

7月18日に参議院で可決された改正健康増進法において、第一種施設に該当する行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る)は、敷地内禁煙とありますが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置できると記載されており、敷地内禁煙であっても一定の条件を満たせば屋外喫煙場所の設置が認められる内容が盛り込まれております。

また、市民会館等の施設においては、施設の全面禁煙までは求めておらず、施設内に喫煙室の設置を認めております。

岩倉市長の喫煙規制の公約に関しては、近隣市町村、民間施設等へ波及する可能性があるなど、その影響は非常に大きいものであることを認識いただきたく存じます。

苫小牧市にはたばこ販売を生業とする販売店が約269店あり、平成28年度のたばこ納付税額は1,861百万円と、市の財政に大きく貢献していると自負しております。

たばこ離れに憂慮している現在、たばこを吸えない環境が増える事で、より一層たばこ離れに拍車がかかってしまえば、私どもの商売の発展と市財政への貢献について、不安でいっぱいです。

たばこ業界としましては、市内主要地等において清掃活動を行ない、環境美化、喫煙マナーの普及向上にも努めております。喫煙マナーの向上につきましては、粘り強い取り組みを行うことが重要であり、今後も積極的に行なってまいりたいと考えております。

私どもは、法令により認められた「製造たばこの販売」を通じ、お客様に喫煙の楽しみをお届けするとともに、たばこ税を通じて国および地方自治体への貢献を果たすということに対して、今後とも強い責任感を持って取り組んでまいります。

更に、未成年者喫煙防止に関しましても、関係機関と連携した啓発キャンペーンの取り組みにより、粘り強く継続的に取り組む所存でございます。

どうぞ私どもの意のあるところをお汲み取りいただき、たばこ業界の実情を十分ご賢察の上、選挙公約ではありますが、厳しい内容になることのないように、是非ともご配慮賜りますよう、ここにお願い申し上げます。

以上

南北海道たばこ販売協同組合 苫小牧支部
支部長 二階堂 徹

